

平成25年度三重県教育改革推進会議第1回第2部会 事項書

日時：平成25年9月2日（月）
場所：プラザ洞津「明日香の間」

1 委員紹介

2 部会長選出

3 部会長挨拶

4 審議事項

（1）審議の進め方について【別紙1】

（2）「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について

【別紙2（含 資料1～12、別冊『三重県における
特別支援教育の推進について（平成18年10月）』）】

（3）その他

5 連絡事項

第2部会

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」に係る審議の進め方について

平成25年度の第2部会では、「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定に係る審議を行います。

1 部会日程および審議内容（予定）

（1）第1回部会（9月2日）

- 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定に向け、現状や課題、今後の方向性等について。
- 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の柱立て（案）について。

（2）第2回部会（10月24日）

- 現在実施中の「発達障がいに関する調査」の結果に基づく現状分析、課題の整理について。
- 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の柱立てについて。

（3）第3回部会（11月11日）

- 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の骨子案について。

《骨子案作成の観点》

- ア インクルーシブ教育システムの推進
- イ 特別支援学校における教育の推進
- ウ 小中学校、高等学校における特別支援教育の推進

（4）第4回部会（1月16日）

- 第3回部会での審議を受けて加筆・修正した「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の骨子案について。

2 備考

- 第2回全体会（12月16日）および第3回全体会（2月4日）で、それぞれの時点における部会での審議内容の報告を行います。
- 平成26年度の部会では、「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の中間案に係る審議、最終案への取りまとめ等を行っていく予定です。

三重県特別支援教育総合推進計画(案)の策定に係る
三重県教育改革推進会議日程(案)

日 程	全体会	第2部会
H25年9月2日	●第1回 今年度の審議事項、部会の設置等について	●第1回 ○総合推進計画の策定について ○計画の柱立て（案）提案
H25年10月24日		●第2回 ○発達障がいに関する調査結果に基づく現状の分析 ○課題の整理 ○計画の柱立て（重点項目の整理）
H25年11月11日		●第3回 ○計画の骨子案検討 ・インクルーシブ教育システムの推進について ・特別支援学校における教育の推進について ・小中学校、高等学校における特別支援教育の推進について
H25年12月16日	●第2回 第1回～第3回で審議された内容の報告及び審議	
H26年1月16日		●第4回 ○計画の骨子案の掘り下げ ・インクルーシブ教育システムの推進について ・特別支援学校における教育の推進について ・小中学校、高等学校における特別支援教育の推進について
H26年2月4日	●第3回 第2部会（第4回）で審議された内容の報告及び審議	
H26年 4月～5月頃	全体会の日程に応じ 第2部会での審議内容の 報告及び審議	●第5回 ○総合推進計画（案）の検討 ・教員の専門性向上について ・特別支援学校の整備について 等
H26年 6月～7月頃		●第6回 ○総合推進計画（案）の検討 ・中間案の確定
H26年 7月～8月頃		パブリックコメント
H26年 11月頃		●第7回 ○総合推進計画（案）の検討 ・パブリックコメントの反映
H27年 2月頃		●第8回 ○総合推進計画（最終案）の確定

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について

平成25年9月2日

特別支援教育課

1 これまでの計画・制度等の経緯について

- 県教育委員会が策定した特別支援教育にかかる計画等について（資料1）
 - ・「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）
平成18年10月策定（平成19年度から）
 - ・「県立特別支援学校整備第一次実施計画」
平成20年3月策定（平成19年度から平成22年度）
 - ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画」
平成22年11月策定（平成23年度から平成26年度）
 - ・「三重県教育ビジョン」
平成22年12月策定（平成23年度から平成27年度）
 - ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」
平成25年3月改定（平成25年度から平成26年度）

- 法制度等の経緯について
 - 特別支援教育に関する法整備等年表 (資料2)
 - ・「発達障害者支援法」（平成17年4月 施行） (資料3)
 - ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」
(平成17年12月) (資料4)
 - ・「学校教育法施行規則」（通級指導に関する規定）（平成18年3月 改正）
(資料5)
 - ・「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」
(平成18年3月) (資料5)
 - ・「教育基本法」（平成18年12月 改正） (資料6)
 - ・「学校教育法」（平成19年4月 改正） (資料6)
 - ・特別支援教育への制度改正（平成19年4月）
 - ・「障害者の権利に関する条約」（平成19年9月 署名） (資料7)
 - ・特別支援学校 新学習指導要領（平成21年8月 告示） (資料8)
 - ・「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～（平成21年8月） (資料9)
 - ・「障害者基本法」（平成23年6月改正 8月施行） (資料10)
 - ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月） (資料11)

2 総合推進計画策定について

○ 総合推進計画策定の必要性

- ・ 平成18年10月の「基本計画」策定後、発達障がいへの対応や、インクルーシブ教育システムのあり方についてなどの課題への対応が求められています。
- ・ 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が県立特別支援学校の整備等ハード面にかかる計画であり、ソフト面も含めた一体的な三重県における特別支援教育推進にかかる総合推進計画（三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）、以下「総合推進計画」）の策定が必要であると考えています。

○ 総合推進計画の策定にむけての主な課題

- ・ 小中学校の通常学級や高等学校における発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒への対応や、早期からの一貫した教育支援システムの構築が求められています。
- ・ インクルーシブ教育システムの導入による特別支援教育を推進するため、就学先決定のあり方や、多様な学びの場の整備が求められています。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、教員の専門性向上が求められるとともに、施設の狭隘化等への対応が課題となっています。

3 総合推進計画の骨子（案）について（資料12）

- ① 総合推進計画策定について
- ② インクルーシブ教育システムの推進について
- ③ 特別支援学校における教育の推進について
- ④ 小中学校における特別支援教育の推進について
- ⑤ 高等学校における特別支援教育の推進について
- ⑥ 教員の専門性向上
- ⑦ 特別支援学校の整備

県教育委員会が策定した特別支援教育にかかる計画等について

「三重県における特別支援教育の推進について」(基本計画) 概要 (平成19年度から)

- 本県の特別支援教育移行期における現状と課題
- 施策の基本的な考え方
- 具体的施策
 - 1 乳幼児期からの一貫した総合的な支援体制の整備
 - 2 小・中学校におけるLD等を含む障がいのある児童生徒への対応と特別支援教育体制の整備
 - 3 特別支援学校の整備計画と適正配置
 - 4 後期中等教育における特別支援教育体制の整備
 - 5 自立支援と社会参加
 - 6 専門性の確保と教職員の資質向上
 - 7 特別支援教育の理解促進と普及啓発

「県立特別支援学校整備第一次実施計画」概要 (平成19年度から22年度)

- 第一次実施計画の趣旨と整備に関する課題
- 第一次実施計画の基本方針
 - 1 緊急課題への対応
 - 2 適正な規模及び配置
 - 3 高等部の教育の充実
 - 4 複数障がい種別への対応
- 第一次実施計画期間の取組
 - 1 地域における課題への対応 (杉の子知的障がい教育部門及び分校設置、桑員地域整備、草の実分校化、おわせ分校移転)
 - 2 特定の課題への対応 (通学時間の改善、盲学校と聾学校のあり方、寄宿舎のあり方)

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」概要 (平成23年度から26年度)

- 第二次実施計画の趣旨、第一次実施計画の取組状況及び整備に関する課題
- 第二次実施計画の基本方針
 - 1 緊急課題への対応
 - 2 適正な規模及び配置
 - 3 高等部の教育の充実
 - 4 複数障がい種別への対応
- 第二次実施計画期間の取組
 - 1 地域における課題への対応 (東紀州くろしお学園本校の整備、松阪地域の整備、その他の地域の整備)
 - 2 特定の課題への対応 (通学時間の改善、盲学校と聾学校のあり方、寄宿舎のあり方、医療・福祉等の関係機関との連携)

「三重県教育ビジョン」(特別支援教育の推進) 概要 (平成23年度から27年度)

○ 基本的な考え方

- 1 共生社会の実現に向かう時代潮流
- 2 特別支援教育の理念
- 3 共生社会の実現を目指した特別支援教育の推進
- 4 特別支援学校の意義
- 5 就学前から就労にいたるまでの一貫した教育の推進
- 6 特別支援教育にかかる教員の資質向上

○ 現状と課題

○ 今後の基本的な取組方向

- 1 支援体制の整備
- 2 指導体制・指導内容の充実
- 3 教員の専門性の向上
- 4 特別支援学校の整備

○ 主な取組内容

- 1 就学相談・就学支援体制の充実
- 2 早期から卒業までの一貫した支援体制の構築
- 3 交流および共同学習の推進
- 4 高等学校における支援の充実
- 5 進路指導・就労支援の充実
- 6 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の充実
- 7 教員の専門性の向上
- 8 盲学校および聾学校の充実
- 9 特別支援学校の整備
- 10 スクールバスの整備
- 11 寄宿舎の整備

○ 数値目標

「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」概要 (平成25年度から26年度)

○ 第二次実施計画の趣旨、第一次実施計画の取組状況及び整備に関する課題

○ 第二次実施計画の基本方針

- 1 緊急課題への対応
- 2 適正な規模及び配置
- 3 高等部の教育の充実
- 4 複数障がい種別への対応

○ 第二次実施計画期間の取組

- 1 地域における課題への対応(東紀州くろしお学園本校の整備、松阪地域の整備、その他の地域の整備)
- 2 特定の課題への対応(通学時間の改善、盲学校と聾学校のあり方、寄宿舎のあり方、医療・福祉等の関係機関との連携)
- 3 新たな課題への対応(くわな特別支援学校への対応、石薬師分校への対応、こども心身発達医療センター(仮称)の一体整備に伴う特別支援学校整備)

資料2

特別支援教育に関する法整備等年表

平成16年3月	中央教育審議会に、特別支援教育に対応した制度的な見直しに関する課題についての検討を要請 中央教育審議会初等中等教育部会に特別支援教育特別委員会を設置
12月	中央教育審議会が中間報告を取りまとめ <u>発達障害者支援法</u> 成立
平成17年4月	<u>発達障害者支援法</u> 施行 (資料3)
12月	中央教育審議会が報告書を取りまとめ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申) (資料4)
平成18年3月	学校教育法施行規則(通級指導に関する規定) 改正 (資料5) 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知) (文部科学省初等中等教育局長) (資料5)
4月	学校教育法施行規則改正による、LD・ADHDを対象にした通級による指導を開始
6月	<u>学校教育法</u> 改正 (資料6)
12月	<u>教育基本法</u> 改正・公布・施行 (資料6) 障害者の権利に関する条約 採択
平成19年4月	<u>学校教育法</u> 施行 (法令上、特殊教育から特別支援教育へ転換) 特別支援教育の推進について(通知) (文部科学省初等中等教育局長)
9月	<u>障害者の権利に関する条約</u> 署名 (資料7)
平成20年	
平成21年3月	特別支援学校 新学習指導要領 告示 (資料8)
8月	高等学校における特別支援教育の推進について~高等学校ワーキング・グループ報告~ を公表 (特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議) (資料9)
平成22年7月	障がい者制度改革推進会議をうけて、中央教育審議会初等中等教育部会に、審議要請、特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置し検討 (インクルーシブ教育システム構築)
12月	「論点整理」として、審議の中間取りまとめを公表
平成23年5月	特別支援教育の在り方に関する特別委員会に「合理的配慮等環境整備ワーキンググループ」を設置
8月	<u>障害者基本法</u> 改正・施行 (資料10)
平成24年7月	<u>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)</u> を公表 初等中等教育分科会 (資料11)
12月	通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果についてを公表 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

発達障害者支援法

平成17年4月 施行

要旨

- 発達障がいの早期発見と、必要な発達支援を明確にすること
- 「発達障がい」について、政令で定義
- 発達障がい児が、障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるとするため、適切な教育的講習、支援体制の整備等、必要な措置を講じる

- 大学及び高等専門学校が、発達障がい者に対する支援、支援体制の整備等、必要な措置を講じる
- 大学及び高等専門学校が、発達障がい者の状態に応じた適切な教育上の配慮の実施

(目的)第一条

この法律は、発達障害者の心理機能の発達後で現れるだけ早期に現れるものと、就労の支援、発達障害者の自立及び社会参加によるその目的とす
たために、発達障害者の心身の発達を促進するため、発達障害者を対象とした公共団体の指定期間の内に、発達障害者を対象とした支援を実施する。

(定義)第二条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である。この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有する者としして政令で定めるものをいう。
2 この法律において「発達障害者」とは、「発達障害児」とは、発達障害を有する者としして政令で定めるものをいう。
3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するために行う発達障害の特性に対応した医療的、福社的及び教育的援助をいう。

(教育)第八条

国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学するものを含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。
2 支援を受けるための専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）の概要

特別支援教育の理念と基本的な考え方

- 障害のある児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換。

盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換。
- 「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。

小・中学校における制度的見直しについて

- 小・中学校において特別支援教育を推進すべきことを、関係法令において明確に位置付ける。
- 「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムの実現に向け、①小・中学校における総合的な体制整備、②LD・ADHDの児童生徒を新たに「通級による指導」の対象とするなど、現行の特殊学級や「通級による指導」等に関する制度の弾力化、③研究開発学校やモデル校における実践研究などの取組を推進。

（注）「特別支援教室（仮称）」とは、LD・ADHD・高機能自閉症等も含め障害のある児童生徒が通常の学級在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

- 上記の取組の実施状況も踏まえ、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の確保等に留意しつつ、「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムの法令上の位置づけの明確化等について今後検討。

教員免許制度の見直しについて

- 盲・聾・養護学校の「特別支援学校」（仮称）への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教員免許状（仮称）」に転換。
- 「当分の間、盲・聾・養護学校の教員は特殊教育免許の保有を要しない」としている経過措置を、時限を設けて廃止。

（文部科学省資料より）

学校教育法施行規則

平成18年3月 改正

要旨

- 学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者（LD・ADHD）が通級による指導の対象に加わった
- 自閉症が、これまでの情緒障がいから分けられて、独立した号になつた

第四百四十九条

小学校若しくは中学校又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じたる特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかるわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他の障害のあつる者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

平成18年3月31日 文部科学省初等中等教育局長

要旨

- 平成18年度より、通教の対象として、LD・ADHDが対象に加わることを通知した
- 自閉症について、情緒障がいから分けて独立した障がい種として整理することについて通知した

○ 学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても通級の対象とする。

- 情緒障害者について、「一」自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、「二」主として心的的な要因による選択制かん制による程度のものとし、「三」主として心的要因による程度のものとして整理する。

学校教育法

平成18年6月 改正
平成19年4月 施行

○ 要旨
○ 法令上、特殊教育から特別支援教育へ転換が図られた

第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体に障害を有する者）に対する教育を施すとともに、障害に由来する学習上の困難を克服するための知識技能を授けることを目的とする。

第八十一条

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他の児童、生徒及び文部科学大臣の定めるところによつて、障害による学習上の困難を克服するための教育を行うものとする。

教育基本法

平成18年6月 改正・公布・施行

○ 要旨
○ 障がいのある児童生徒についての教育の保障について、改正により定義された

(教育の機会均等)第四条
2 国及び地方公共団体は、障害の有る者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

障害者の権利に関する条約

平成18年12月 採択
平成19年9月署名

要旨

- 「合理的配慮」とは、障がい者が他の者と等しく活動するために講じる手立てや調整である。
- 障がいを理由とする差別には、合理的配慮の否定も含まれる。
- 合理的配慮について、均衡を失した過度の負担を課さない。
- 障がいを理由に教育制度一般から排除されない。
- 教育において、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること

(仮訳文) 第2条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語文字表記、点字、触覚を使つた意思疎通、拡大文字、思
利可用可能なマルチメディア並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び
利用可能な形態、手段及情報通信技術及び手話技術を含む。)をいう。
「言語」(利用可能な音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいわゆる区別、排除又は制限して、他の形態の意思疎通するある他あらゆる分野において、又は行使する
「障害者」とは、障害を理由とする政治的、社会的、文化的、基本的又は効果を有する目的又は理由として有する人權及び報酬の分配の不公平の否認を含む。)をいう。
「障害を理由とする差別」とは、政治的、経済的、社会的、文化的、基本的又は効果を有する目的又は理由として有する人權及び報酬の分配の不公平の否認を含む。)をいう。
「合理的配慮」とは、他の者と害し、あらゆる形態の差別の「合理的配慮」とは、他の者と害し、あらゆる形態の差別者が障害者が必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とするものであり、かつ、均衡を失したものではない。
「合理的配慮」(合理的配慮)とは、障害者と他の者との間で、通常の社会生活における行動や態度の差異に対する理解と尊重の観点から、個々の状況に応じて、必要な程度の支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第24条 教育

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
(a) 障害者が障害を理由として無償の義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関するこことなどを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことなどを規定

高等学校WG報告主なポイント

特別支援教育の必要性・本制整備実現

中教審答申(H17)、学校教育法改正
中高校制に比し定時制（全）
中を比し本制整備に相対的屋れ（校内画
小ニティ計画・個別宣言の重みが増す
支各等モニタル事業等の成果を踏まえ）

- ・社会生活・就労への適応力向上のための指導・支援充実
(SSIなど・モデル事業成果の普及、特別支援学校との連携等)
- ・関係機関との連携・情報提供
(学校・企業の橋渡し人材配置等)
- ・卒業後の継続的就労支援
[* Social Skill Training]

出口側の支援

- ・体制の充実強化と指導・支援の充実方策
- ・管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・専門性ある支援員の配置（財政措置の必要性）
- ・生徒指導員の配置の連携
- ・特別支援学校のセシター的機能活用／私立高への支援

入口側の支援

- ・障害特性に応じた教科指導／多様な評価方法（レポート指導等）
- ・特別の教育課程編成の検討（学習指導要領の弾力的運用／通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情事例の情報集積・発信）
- ・ICTの活用／先進・優良実践事例の紹介

高校の内容（体制・指導）充実

添付

9

障害者基本法

要旨

- 障がい者が、その年齢、能力及び障がいによる状態に応じ、十分な教育が受けられるため、教育内容に、教育方法の改訂等必要な施策を講じなければならない。
- 障がい者の教育に関する調査及び研究、学校施設の整備を促進しなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての國民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する國民が、障害の有無によって分け隔てるたゞることなく、障害者との共生する社会を実現を定め、基本原則を定め、及び國、及び地方公共団体等の施策のたゞ加務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に推進することを目的とする。

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

(中央教育審議会初等中等教育分科会 H24.7)

概要

課題

特別支援教育課

● 共生社会の形成に向けて

- 「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要な要素
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確な指導が提供できる多様で柔軟な仕組みの整備が重要
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要
- 医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障がいのある子どもの教育の充実を図ることが重要
- 特別支援教育に関連して、障がい者理解を促進することにより、周囲の人々が、障がいのある人や子どもとともに学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要

● 就学相談・就学先決定の在り方にについて

- 早期からの教育相談・支援の充実
- 市町教育委員会及び関係機関等との連携体制の整備
- 本人・保護者への情報提供の充実
- 一貫した支援の仕組みの整備

● 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- 学びの場における環境整備と教職員の確保
- 通級による指導の一層の充実
- 幼稚園、高等学校段階における特別支援教育の充実
- 学校間連携と特別支援学校のセンター的機能の一層の活用
- 交流及び共同学習の推進

具体的な方法・配慮等

- 障がいのある子どもが十分に教育を受けられるよう、
られるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 「合理的配慮※」の充実
 - 専門性のある指導体制の確保
 - 教材の確保と充実
 - 個に応じた指導や学びの場の設定等による指導の検討
- 特別支援教育を充実させるための
教職員の専門性向上等
- 教職員の専門性の確保
 - 各教職員の専門性、養成・研修制度等のあり方の検討
 - 特別支援学級や通級による指導担当教員の養成と研修の充実
 - 教職員への障がいのある者の採用・人事配置

※ 合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもと共に教育を受けるために、その状況に応じて、個別に必要とされる調整や配慮等をいう

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の骨子（案）について
特別支援教育課

- 1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）策定について
 - (1) 策定の経緯
 - ・ 県におけるこれまでの教育にかかる計画について
 - (2) 特別支援教育全般の現状と課題
 - ・ 県における現状と課題について
 - ・ 今後の特別支援教育の方向性について（インクルーシブ教育システムの推進）
 - (3) 計画の期間
- 2 インクルーシブ教育システムの推進について
 - (1) 早期からの一貫した支援
 - ・ パーソナルカルテの作成と活用について
 - ・ 関係機関の連携について
 - ・ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実について
 - (2) 就学相談・就学先決定（就学指導）
 - ・ 就学先決定のあり方について
 - ・ 市町における就学相談窓口について
 - (3) 就学前の取組について
 - ・ 幼稚園、幼稚部の取組
 - ・ 教育相談について
 - (4) 発達障がいへの対応について
- 3 特別支援学校における教育の推進について
 - (1) 個々のニーズに応じた教育
 - ・ 個別の指導計画と個別の教育支援計画の活用について
 - ・ 教育的ニーズに対応した教育課程の編成について
 - (2) キャリア教育の推進（職業教育、就労支援）
 - ・ キャリア教育と職業教育の考え方について
 - ・ コース制等の教育課程の考え方について
 - (3) 今後のセンター的機能のあり方
 - ・ 今後求められるセンター的機能について
 - ・ センター的機能と地域の専門性向上について
 - ・ 新たな特別支援学校の整備に伴うセンター的機能のあり方について
 - (4) 交流および共同学習
 - ・ インクルーシブ教育システムにおける交流および共同学習の考え方

について

- ・ 交流および共同学習における合理的配慮について
- ・ 多様な学びの場と学校間連携について

(5) 医療的ケア

(6) 盲学校及び聾学校のあり方

- ・ 就学前からの支援について
- ・ センター的機能による支援について
- ・ 特色ある教育課程について
- ・ 専攻科のあり方について

4 小中学校における特別支援教育の推進について

(1) 通常学級における特別支援教育の推進

- ・ 発達障がいへの対応について
- ・ 合理的配慮の充実について

(2) 通級指導教室

(3) 特別支援学級における教育の充実

(4) 連続性のある多様な学びの場

5 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 発達障がいへの対応

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

- ・ 中学校からの引き継ぎについて
- ・ 入学選抜における活用について
- ・ 進路指導における活用について

6 教員の専門性向上

- ・ 求められる専門性について
- ・ 専門性向上の方法について
- ・ 障がいの重度・重複化、多様化への対応について
- ・ 複数障がい種への対応について
- ・ 免許保有率の向上について

7 特別支援学校の整備

- ・ これまでの整備の経緯について
- ・ 地域における課題への対応について
- ・ 寄宿舎のあり方について
- ・ 適正配置と通学区域について
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）に伴う整備について